

# ロケーション撮影規約

## (目的)

第1条 この規約は、下記住所で映画やテレビドラマ、CM等の撮影を希望する者（以下、「甲」といいます。）が、撮影にあたりあらかじめ物件所有者 昭和建設株式会社（以下「乙」といいます。）承諾及び遵守すべき事項を定めることを目的とします。

名 称 \_\_\_\_\_  
所 在 地 \_\_\_\_\_  
登録部分 \_\_\_\_\_

## (契約の成立)

第2条 本設内での撮影に関する甲と乙の契約（以下、「本契約」といいます。）は、甲がこの規約を承諾し、乙に誓約書を提出した時をもって成立するものとします。

## (撮影場所等)

第3条 甲は、乙が別途許可した撮影目的、撮影場所及び撮影時間の範囲内でのみ撮影することとします。

## (利用料金)

第4条 甲は、施設利用料として、下記の金額を、乙の定める期日までに現金若しくは銀行振り込みで支払うものとします。振り込み手数料は甲が負担するものとします。

使用料 1時間 税込27,000円（但し、最低利用時間3時間～） 弊社休業時は別途立ち合いが掛かります。

## (撮影条件)

第5条 甲は、次の撮影条件を承諾・遵守するものとします。

- ①事前に打ち合わせした内容・方法以外の撮影を行わないこと。
- ②施設内の通行人・お客様（以下、「お客様等」といいます。）の顔等個人が識別できるように撮影しないこと。
- ③撮影スタッフ以外に、お客様等の案内・誘導係を配置すること。
- ④撮影時には乙の立会人の指示に従うこと。
- ⑤施設に損害を与える可能性のある行為、お客様等に迷惑又は安全に支障を及ぼす可能性のある行為をしないこと。
- ⑥立会人が危険と判断し、撮影の中止を指示した場合は、直ちにその指示に従い、一切の異議を申し立てないこと。
- ⑦当施設の好感度が下がるような映像やセリフを使い撮影しないこと。
- ⑧企画書について、安全面・運営面の無理がないこと。
- ⑨法令・関係法規を遵守し、社会通念上問題があると思われる行為をしないこと。
- ⑩乙は撮影場所の提供には万全を期すものの、乙の責めによらない事由又はやむをえない事由等により撮影ができない場合があっても、乙に損害の賠償を求めないこと

## (利用条件)

第6条 甲は、撮影した成果物の利用にあたり、次の条件を承諾するものとします。

- ①「協力会社」として番組内にクレジット（昭和建設株式会社の社名等）を入れることに協力すること（ドラマ、映画等可能な場合）
- ②番組・作品・媒体が完成した際、DVD等で乙に完成品を提供すること。
- ③撮影の番組名又はCM名、映画名及びクライアント名を、昭和建設株式会社の受注実績として乙が管理するブログやホームページに掲載することはもとより「昭和建設ロケーションガイド」(<http://www.showakensetu.co.jp/>)で紹介することに承諾すること。

（中途解約、解除）

- 第7条 甲は、撮影前に撮影を取り止めたいときは、撮影日の3日前までに乙に通知し乙の同意を得るものとし、それ以降の撮影取り止め又は本契約の中途解約、解除はできないものとします。
- 乙は、天災地変等乙の責めによらない事由又は安全管理上のやむをえない事由により撮影場所の提供をできないことに客観的合理性がある場合、いつでも本契約の中途解約、解除又は撮影時間等の再調整ができるものとします。
- 乙は、前項のほか、甲がこの規約に違反したときは、何ら催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

（権利義務の譲渡禁止）

- 第8条 甲は、乙から許可された撮影に関する権利及び義務の全部若しくは一部を、乙の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡し、承継（合併による場合を含む。）させ、又はその権利を担保に供してはなりません。

（秘密保持）

- 第9条 甲は、本契約により知り得た乙の一切の秘密事項（第三者の個人情報を含む。）を、乙が承諾した場合を除き、第三者に一切開示又は漏洩してはなりません。

（事故等の責任）

- 第10条 乙は、撮影中に甲の所有資産に盗難、損壊等の損害が生じても当該損害について一切責任を負わないものとします。また、甲と第三者とのトラブルが発生した場合についても同様とします。
- 甲は、撮影中、甲の責に帰すべき事由により発生した事故については、すべてその責を負うことはもちろん、万一当施設を損傷し乙に損害を与えたときは、乙の算定する損害額を賠償するものとします。

（協議事項）

- 第11条 甲及び乙は、この規約に定めのない事項並びにこの規約の条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議のうえ、決定するものとします。

（合意管轄）

- 第12条 この規約及び本契約に関する権利義務について紛争が生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、横浜地方裁判所（本庁）とします。

付 則

この規約は、平成24年4月1日から制定実施する。